

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 丹波市西部地域包括支援センター（以下センターという。）の概要

(1) 事業所名および事業所番号等

事業所名	丹波市西部地域包括支援センター
所在地・相談窓口	(住所) 〒669-3641 兵庫県丹波市氷上町絹山 513 番地 (医療法人敬愛会大塚病院内) (電話) 0795-82-7529 (FAX) 0795-82-7536
事業所番号	介護保険事業所番号 2801300027
管理者の氏名	横井 直樹（よこい なおき）

(2) 事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	合計	職種・業務内容等
管理者	1		1	主任介護支援専門員(管理、運営の総括)
保健師	1		1	各種相談、サービスの連絡調整、介護予防サービス・支援計画書の作成等
看護師	1		1	
社会福祉士	1		1	
介護支援専門員	3		3	

(3) 事業の実施地域（サービスを提供する地域）

事業の実施地域	西部圏域（氷上・青垣地域）
---------	---------------

(4) サービスの提供時間（業務時間）及び休業日

月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休業日	土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

※上記サービスの提供時間外、及び休業日については、大塚病院で対応し、後日早急に対応いたします。

【提供時間外の連絡先】0795-82-7534(医療法人敬愛会大塚病院 代表番号)

2. 事業の目的及び運営方針

- (1) 介護保険法等の関係法令及び丹波市介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業の実施に関する要綱に従い、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。
- (2) 要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用

できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

- (3) 計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定のサービス提供者に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (5) 利用者及びその家族は、当事業所に対して、介護予防サービス・支援計画に位置付ける介護予防サービス等提供事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を介護予防サービス等提供事業所に位置付けた理由を求めることができます。

3. 提供するサービス内容及び流れ

(1) 内容

- ① 介護予防サービス等に関する相談・説明
- ② 介護予防サービス等提供事業所等、医療機関、その他関係機関との連絡調整
- ③ 介護予防サービス・支援計画の作成
- ④ 介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価
- ⑤ 要支援認定(更新申請等)等の手続きについてお手伝いします

(2) 流れ

- ① 利用者のお宅を訪問し、利用者及び家族からの相談を受けます。
- ② アセスメント(課題分析)
- ③ 介護予防サービス支援・計画原案作成
- ④ サービス担当者会議開催
- ⑤ 利用者及び家族に対して介護予防サービス・支援計画の説明・交付
- ⑥ モニタリング(サービス実施状況、利用者の状況等の確認)
- ⑦ 評価、介護予防サービス・支援計画の再作成(必要時)
- ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務

※介護予防ケアマネジメントにおいて、上記④、⑥、⑦、⑧を省略する場合があります。

4. 利用料

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) ただし、介護保険料を滞納されている等の理由により、センターに直接保険給付が行なわれない場合があります。その場合、「介護予防支援」に関しては、利用料を一旦お支払いいただく場合があります。

別表：介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費

5. サービスに関する苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も遠慮なくお申し出ください。

- ・ 窓口設置場所（医療法人敬愛会大塚病院内）
丹波市西部地域包括支援センター
センター長 横井 直樹（よこい なおき）
連絡先（電話番号）0795-82-7529

・ 苦情受付機関連絡先

- ①丹波市 健康福祉部 介護保険課（保険者）
☎ 0795-88-5266（直通）
- ②兵庫県 国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）
☎ 078-332-5617
- ③兵庫県 高齢政策課 計画・審査班
☎ 078-362-9118

6. 個人情報保護

- (1) センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) センターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) ただし、サービスを提供する際に利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、利用者及び家族の個人情報使用同意が必要となりますので、別紙の『介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける個人情報使用同意書』に記名押印いただくこととなります。

7. 記録の保管

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を作成することとし、これをその完結の日から5年間保管します。
- (2) 利用者は、前述の記録を閲覧することができます。

8. 事故発生時等の対応

利用者へのサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、センター管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 損害賠償

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。

ただし、その損害のうち、利用者や利用者の家族の原因により発生したものについてはこの限りではありません。

10. センター契約の解除

センターは、この契約に基づく介護予防支援等の提供が困難になるなどやむを得ない事情がある場合は、利用者に対してこの契約の終了を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解除することができます。

ただし、利用者又はその家族などが暴力又は乱暴な言動等のハラスメント行為、著しい不信行為などによってセンターや従業者等の生命・身体・健康・財産に重大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあり、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、1ヵ月以上の事前の申し出の期間なしに、この契約を解除することができます。

11. 留意事項

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者、家族等からの金品等の授受は行いません。また、お茶やお菓子等の提供も受けません。

12. 担当職員

担当するセンターの職員は次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたらご相談ください。ただし、居宅介護支援事業者への業務委託を行う場合は、委託先居宅介護支援事業者へご相談ください。

事業所名：.....丹波市西部地域包括支援センター.....
担当者氏名：.....
連絡先（電話番号）：.....0795.....－.....82.....－.....7529.....

※下記の「13. 居宅介護支援事業所への業務委託」の場合、記入不要

13. 居宅介護支援事業者への業務委託

利用者の同意により、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合があります。この場合、居宅介護支援事業者は、当事業所の運営方針及び個人情報の取り扱いを遵守することになります。

【委託先居宅介護支援事業者】 ※業務委託の場合は、下記の表に記入する。

事業者名	
所在地	
連絡先	
管理者	
担当者	

※居宅介護支援事業者に業務を委託する場合、日常的な相談については、委託先居宅介護支援事業者の担当者が対応させていただきます。

14. 事業所の法人概要

名称	医療法人敬愛会
法人事務所の所在所	〒669-1333 兵庫県三田市下内神 525-1 電話 079-567-5107
法人種別	医療法人
代表者	理事長 大塚久喜

15. サービスの終了

あなたの都合によりサービスの利用を終了される場合には、サービスの終了を希望される日の3日前までに、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：丹波市西部地域包括支援センター

連絡先（電話番号）：0795-82-7529

又は

「委託先居宅介護支援事業者」の担当職員へ

【別表：介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費】

※原則、利用者負担はありません

【介護予防支援費】

内容	利用料 (1月につき)	備考
介護予防支援費	4,420円	介護予防サービス・支援計画作成費
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合
委託連携加算	3,000円	介護予防支援を行う丹波市西部地域包括支援センターが、利用者に提供する介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合に1回を限度として加算
高齢者虐待措置未実施減算	-1/100	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算
業務継続計画未実施減算 (R7.4.1から適用)	-1/100	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算

【介護予防ケアマネジメント費】

内容	利用料 (1月につき)	備考
介護予防ケアマネジメント費	4,420円	介護予防サービス・支援計画作成費
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合
委託連携加算	3,000円	介護予防支援を行う丹波市西部地域包括支援センターが、利用者に提供する介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合に1回を限度として加算
高齢者虐待措置未実施減算	-1/100	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算
業務継続計画未実施減算 (R7.4.1から適用)	-1/100	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算